

令和2年6月25日

第24回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 24 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 2 年 6 月 2 5 日(木) 午後 2 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可取消について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外~~・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申出について

議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断について

議案第 7 号 令和元年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八 郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

7 番 永 吉 正 文

1 欠席委員

4 番 徳 留 清 幸

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

参事

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

主幹兼振興係長

振興係主査

振興係主任

西 村 里 志

嶺 元 和 仁

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

向 吉 真 一

下温湯 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第24回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「14番委員」と「16番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	次に報告第2号農地法第3条の規定による許可取消についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農地法第3条の規定による許可取消について報告いたします。 議案書の5ページをお開きください。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 本案件は、令和2年4月24日開催の第22回農業委員会、議案第2号1番で許可された案件ですが、譲渡人と譲受人との間で売買金額に相違があり売買不成立となったため、今回取り消し申請がなされたものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の6ページをお開きください。 今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定

議長

についての所有権移転分は、５件でございます。

（番号１を議案書どおり読み上げ説明）

以下については、お目通しください。

今月の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第１号のうち所有権移転分の１番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第２５条の規定を準用し、３３番委員の退席を求めます。

（３３番委員の退席確認）

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第１号のうち、所有権移転分の１番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号のうち、所有権移転分の１番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（３３番委員の復席確認）

続きまして、同じく２番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第２５条の規定を準用し、３７番委員の退席を求めます。

（３７番委員の退席確認）

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第１号のうち、所有権移転分の２番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号のうち、所有権移転分の２番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（３７番委員の復席確認）

続きまして、所有権移転分の３番から５番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8 番委員	3 番の金額について高いような気がします、近くの委員の方で相場についてご存知の方がいれば教えていただきたいと思います。
1 3 番委員	少し高いようですが、譲渡人がこの金額での売渡を希望しており、譲受人もここにハウスを建てたいとのことから、購入を決めたそうです。
8 番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 1 号のうち、所有権移転分の 3 番から 5 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 1 号のうち、所有権移転分の 3 番から 5 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。
	議案書の 8 ページから 21 ページになります。
	今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1 議案 43 件です。
	内訳は、新規の利用権設定が 42 件、再設定が 1 件、合計面積は 114 筆、152,924㎡となっています。
	(番号 1 を議案書どおり読み上げ説明)
	以下については、お目通しください。
	以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われます。
	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 番について、ご審議願います。
	これにつきましては、会議規則第 25 条の規定に基づき、18 番委員の退席を求めます
	(18 番委員の退席確認)
議長	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。

議長	議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(18番委員の復席確認)
	次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番から7番につきましては、新規就農者案件であり、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員からの報告を求めます。
13番委員	番号2番から7番につきまして、6月16日に、私と33番委員で調査を行いましたので、ご報告します。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	申請人は、30aを超える借入地を取得することから新規就農者となりました。
	これまでは、看護師として病院に勤めながら、休日を利用して義理の父のもとで農業を手伝っていました。
	4月に病院が廃業したことをきっかけに、家族の後押しもあり、本格的に農業に従事することを決心したそうです。
	農機具等は義理の父が所有するもの使用し、栽培技術・農機具等の操作についても指導を受けながら行いますので、問題はありません。
	今後の計画では、オクラ10a、ソラマメ12a、スナップ9aを栽培し、目標年間販売高は約270万円を目指しています。
	現在は一人で作業していますが、人手が必要なときは、義理の父に手伝ってもらおうそうです。
	将来的には、妻と一緒に従事し、ビニールハウスの建設を考えています。
	また、農地は、すべて親族の土地であるため使用貸借となっています。
	なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。
	それでは、議案第1号のうち利用権設定分の2番から7番についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。

議長	議案第1号のうち、利用権設定分の2番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、同じく8番につきましても新規就農者案件であり、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員からの報告を求めます。
20番委員	番号8番につきまして、6月15日に、私と会長で調査を行いましたので、ご報告します。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	申請人は、30aを超える借入地を取得することから新規就農者となりました。
	これまでは、パンフレットなどの印刷業の請負をするかたわら、 の会員となり、 の幹事を務めていました。
	コロナウイルス感染症拡大の影響により、印刷業の受注が減少していることから、熱帯果樹の知識を生かし、本格的に農業を行うことを決心したそうです。
	今後の計画では、モリンガ、パパイヤを各15a、にんにく、キャッサバ芋を各10a栽培し、目標年間販売高は約300万円を目指しています。
	農機具等は自己の所有するものを使用し、栽培技術・農機具等の操作の問題はありません。
	作業に従事するのは、基本的に妻と二人ですが、人手が必要な場合は、知人やJAの機械銀行に依頼するとのことでした。
	将来的には、荒廃地を借用し、耕作面積を拡大し6次産業化を目指していきたいそうです。
	なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。
	それでは、議案第1号のうち利用権設定分の8番について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
5番委員	営農計画書の病虫害発生等に係る農薬散布の方法について、原則無農

	るそうです。 また、農地は、貸人が管理するだけで十分ということから、使用貸借又は周辺農地と比較して低額の設定になっています。 なお、営農計画書を資料の３ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第１号のうち利用権設定分の９番から１２番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
２８番委員	この方は農業次世代人材投資事業の給付は受けていますか。
事務局	現在、青年等就農計画認定審査会で審査がされ、認定されるものと思われます。今後は、次世代投資事業の給付申請もされると思われます。
２８番委員	目標販売高が１２０万円となっていますが、目標が低いのではないかと思います。仮に給付金を受けることを前提にこの金額にしているのであれば、農業委員の方々が早く給付金を受けなくてもいい所得となるよう指導をするべきであろうと思います。
事務局	青年等就農計画の場合５年間の計画を作成しますが、最終年の所得目標は３７９万円位を目標にしていると思います。この営農計画書に記載している金額は１年目の金額を記載していると思います。
２８番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の９番から１２番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、利用権設定分の９番から１２番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、利用権設定分の１３番から２１ページの４３番までについてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の１３番から４３番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

小委員長

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の13番から43番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

6月10日の転用調査時に、私と、9番、23番委員と、事務局3名の計6名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、1番から8番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から5番は売買、6番から8番は贈与による申請でございます。贈与はいずれも親子間での贈与ですが、贈与税のことも理解しているとのことです。

なお、申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま

す。以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の4ページから33ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号のうち1番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、25番委員の退席を求めます

(25番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号のうち1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

	(25番委員の復席確認) 次に議案第2号のうち2番については新規就農者案件であり，地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますので，担当委員からの報告を求めます。
26番委員	番号2番につきまして，6月13日に私と7番委員とで調査を行いましたので，ご報告いたします。 申請者，土地の所在地，地目，面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は，今回売買による農地取得により，30aを超えることから新規就農者となりました。 申請人は，若いころから勤めをしながら農業を営んでおり，現在は農業のみ行っております。 スナップエンドウ30a，かぼちゃ30aを栽培し，目標年間販売高は約200万円を目指しております。 申請人は高齢ではありますが，後継者である息子も一緒に農業に従事しており，今後も少しずつ販売高を増やしていきたいとのことです。 また，農機具等については，トラクター，耕運機なども所有しており長く使用していることから，操作等の問題ありません。 なお，営農計画書を資料の7ページに添付しておりますので，ご参照ください。 以上報告のとおり，申請人は意欲的に営農に取り組んでいると判断するところですが，皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。 それでは，議案第2号のうち2番についてご審議願います。 ご質疑，ご意見はございませんか。
8番委員	81歳で新規就農とのことですが，息子さんが一緒にしているのであれば息子さんで申請してはどうだったのでしょうか。 何歳まで新規就農者となるのでしょうか。事務局はどのように考えますか。
事務局	新規就農者の取り扱いについては，指宿市農業委員会の内規で30aを超えたときに新規就農者扱いとすることになっており，特に年齢による制限はありませんので，今回のように高齢で以前から農業をしている方でも農業委員会に利用権設定などの手続きをしていない方については，新規就農者という取り扱いをしております。 委員の皆さんが，今回のように以前から確実に農業をしていることが確認できる方について，新規就農者の取り扱いを省くことにして良いということであれば，今後内規の改正をお願いしたいと思います。

3 番委員	息子さんも一緒に農業をしているとのことですが、親子でも 30 a は超えていないのですか。
事務局	息子さんは農地の所有、借受はありません。
8 番委員	委員の皆さんに伺いますが、農業を長くされていて実績のある方でも 30 a を超えたときには、新規就農の調査をしなければならないでしょうか。
議長	年齢は関係なく 30 a を超えたら農地を取得する権利が発生するので、年齢の要件を決めたりするのはどうかと思います。
1 3 番委員	いままでも農業をしていた方については、年齢なども加味しながら調査実施の有無を決めたらいいのではないのでしょうか。
3 4 番委員	年齢に関係なく営農状況の調査をするわけですから、調査することはいいいのではないですか。今までどおりでいいと思います。
1 3 番委員	そうだと思いますが、長く農業をしている方が 30 a を超えたからと言って新規就農調査をすることに疑問があります。いままでも農業をしていた方を新規就農者とすることに疑問があります。
議長	この件については、委員の皆さん方でよく検討していただいて、良い案がありましたら今後お知らせいただければと思います。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 2 号のうち 2 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 2 号のうち 2 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に議案第 2 号のうち 3 番から 24 ページの 8 番についてを議題といたします。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 2 号のうち 3 番から 8 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 2 号のうち 3 番から 8 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第 3 号農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変

	更) 申出の意見決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、農業用倉庫です。 資料の34ページをお開きください。 申請地は、XXXXXXXXXXから南東へ810m行った農用地区域内農地で、東は公衆用道路、それ以外は畑に接しています。 農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。 事業計画者は、農業を営んでおり、農機具や資材を保管するための農業用倉庫を建築する計画であります。 代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第3号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。 これにつきましても小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、農家住宅です。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ150m行った農地で、東と南は市道、西は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する農家住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、販売車展示場です。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ500m行った農地で、東と南は宅地、西は国道、北は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、自動車整備・販売業を営んでおり、今回申請地を取得し、販売車展示場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周囲に農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の37ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ140m行った農地で、東は市道、西と北は畑、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ140m行った農地で、東と北は畑、西は市道、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、今回父が所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については1mほど盛土し、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、貸資材置場です。

資料の39ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ450m行った農地で、東は畑、西は畑及び雑種地、南と北は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、建設業を営む法人の代表で、今回既存施設に隣接する申請地を取得し、自己が経営する会社への貸資材置場として整備するものです。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、建売住宅及び通路です。

資料の40ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ350m行った農地で、東は宅地、西は里道、南は市道及び宅地、北は田に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該

当します。

申請人は、土木建築や不動産業を行う法人の会社役員で、今回申請地を取得し、建売住宅8棟と通路を整備する計画です。

なお、申請地内に設ける通路が約600㎡あることから、1棟ごとの敷地面積は全て500㎡以内になります。

土地の形状については90cmほど盛土し、境界にブロックを積む予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の41ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ350m行った農地で、東と西は宅地、南は市道、北は宅地及び5条許可地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地はなく、隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の42ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ180m行った農地で、東と南は宅地、西と北は畑に接しています。

農地区分、許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、申請地から100mほどの場所で温泉施設を経営しており、来客用駐車場として整備する計画ではありますが、既に砂利を敷いていたことから、今回顛末書が添付されております。

なお、農地の所有者は平成31年1月に死亡していますが、その遺言に基づく遺言執行者が譲渡人となっております。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断す

議長

るところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員
事務局

4番の合計面積1, 170㎡の理由を教えてください。

これについては、分筆をして転用するもので、4番の面積部分をご覧ください。上段がその筆の面積、下段が今回転用するために分筆する面積です。よって4番の転用面積は487㎡となります。合計欄はその筆の分筆前の面積が記載されています。

8番委員
議長
委員
議長

分かりました。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局

次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案書の30ページをお開きください。

議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出11件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。

また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の45ページから62ページですので、ご参照ください。

続きまして、議案第5号農用地あっせん申出の買受・借受希望をご説明します。

今月は、借受1件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 議長	「なし」の声あり。 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げますので、議案書の３０ページをお開きください。
	番号１は２８番委員と９番委員。 番号２は２８番委員と９番委員。 番号３は２８番委員と９番委員。 番号４は３６番委員と１６番委員。 番号５は３６番委員と１６番委員。 番号６は３６番委員と１６番委員。 番号７は３６番委員と１６番委員。 番号８は３６番委員と１６番委員。 番号９は２２番委員と３番委員。 番号１０は３１番委員と１１番委員。 番号１１は３１番委員と１１番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 番号１は大山地区を２１番委員と２番委員、浜児ヶ水地区を２９番委員と９番委員、岡児ヶ水地区を３６番委員と１６番委員、小川地区を２８番委員と９番委員、利永地区を３２番委員と２番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。 （各委員了解あり） それでは、議案第５号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 続きまして、議案第６号荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第６号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は３４ページから３７ページになります。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。 今回の非農地判断につきましては、農地法第３０条に基づく利用状況

議長

調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は、森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、55筆25,343㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号令和元年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の38ページから43ページになります。

本案件は、国土調査法に基づく地籍調査の令和元年度分が完成したことに伴い、建設監理課地籍調査係から農業委員会へ確認依頼があったものです。

地籍調査の地目について、原則的に土地の現況及び主たる目的により、地目を設定することとなっており、地籍調査を行う機関にその権限が与えられております。

しかし、登記簿上の地目を、農地から農地以外へ、農地以外から農地へ設定するなど、農地に係る地目変更は、農業委員会の確認を経てから、調査の成果を国へ提出することとなっております。

なお、今回の主な調査区域については、潟口から指宿郵便局周辺まで

	の区域と指宿駅からいぶすき元湯温泉周辺までの区域になります。 調査結果の内訳は、１２２筆で登記面積が約３ｈａであります。 そのうち、田、畑から宅地へ変わるものが４６筆、それ以外に変わるものが７６筆となっております。 また、畑の１５筆は、現況が市道等の一部となっていることから、現地確認不能となっております。 詳細については、議案書の４０ページから４３ページの一覧をご参照ください。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第７号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第７号については、原案のとおり承認することに決定いたします
5 番委員	本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにございませんか。 農地利用集積について、要望があります。 先月、ある団体が農業委員会に申請をする前に地権者と現地確認をし、地権者も自分の農地だということで確認し、その団体が耕耘をしたそうですが、実際にはそこは別人の農地であったという事例があったそうです。 最近このような事例をよく聞きますので、現地をよく確認したうえで作業するよう注意喚起をしてくださるようお願いします。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。４４ページをご覧ください。 その他（議案書４４ページを参照して説明） １．６月の行事報告

議長
委員
議長

事務局

2. 7月の行事予定等

3. その他

(1) 農業委員の補充について

ほかにごいませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第24回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後3時25分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員14番委員

議事録署名委員16番委員